

## 生活交通支援事業（定期券）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1号 この要綱は、JR美祢線の利用促進及び地域の活性化を図るため、JR美祢線を含んだ区間の定期券を購入する者に対し、その購入費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （補助の対象等）

第2条 JR美祢線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、JR美祢線を含んだ区間の通勤定期券（以下「定期券」という。）を購入した者（以下「対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付対象となる定期券は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの間に定期券の有効期間が満了するものとする。

3 補助金の交付対象となる区間は、JR厚狭駅からJR長門市駅までのJR美祢線区間とする。

4 補助金の交付額は、別表に掲げる金額とする。

### （交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、生活交通支援事業（定期券）補助金交付申請書（別記様式第1号）に有効期間の満了した定期券（有効期間の満了した日が当該年度のものに限る。）を添えて会長に提出しなければならない。

### （交付の決定）

第4条 会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、生活交通支援事業（定期券）補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### （補助金の請求）

第5条 前条に規定する通知を受けた申請者は、生活交通支援事業（定期券）補助金交付請求書（別記様式第3号）により会長に補助金を請求するものとする。

### （補助金の交付）

第6条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

### （補助金の取消し又は返還）

第7条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行し、有効期間の開始日が平成25年4月1日以後の定期券について適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日以後の事業について適用する。

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

生活交通支援事業（定期券）補助金交付申請書

生活交通支援事業（定期券）補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

○定期券購入費用

定期券の情報	定期券種別 通勤（ 1 ・ 3 ・ 6 ）月定期 購入区間 駅 ⇔ 駅 有効期間 年 月 日まで 購入金額 円
補助対象区間	駅 ⇔ 駅（J R 美祢線区間）
定期券購入に係る補助金額	上記補助対象区間の補助金額 （別表参照） 円

※添付書類 ○有効期間の満了した定期券（原本）

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

J R 美祢線利用促進協議会  
会長 印

生活交通支援事業（定期券）補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった生活交通支援事業（定期券）補助金については、生活交通支援事業（定期券）補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第3号（第5条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

これは、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで交付決定通知のあった生活交通支援  
事業（定期券）補助金として上記のとおり請求します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

請求者 住 所

氏 名

㊟